別表第九の二（第三十六条の七の二関係）

職業能力開発研究学域の指導員養成訓練の教科等に関する基準

一　教科

1　訓練の対象者に応じた訓練の教科ごとに最低限必要とする科目は、次に掲げるとおりとし、その内容は次の表の教科の科目の欄に定めるとおりとする。

イ　第三十六条の七の二第一号イからニまでに掲げる者が普通職業訓練を担当するために必要な各専攻科共通の能力開発学科及び能力開発実技

ロ　第三十六条の七の二第一号イからニまでに掲げる者が高度職業訓練を担当するために必要な各専攻科共通の能力開発学科及び能力開発実技

ハ　第三十六条の七の二第一号ハに掲げる者が普通職業訓練及び高度職業訓練を担当するために必要な各専攻科ごとの専門学科及び専門実技

2　1に定めるもののほか、必要に応じ、それぞれの訓練の教科ごとに適切な科目を追加することができる。

二　訓練の実施方法

1　訓練の実施方法は、通信の方法によつても行うことができることとする。

2　通信の方法によつて行う場合は、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこととする。

三　訓練期間

標準の訓練期間は、二年とし、短縮することはできないこととする。

四　訓練時間

1　標準の総訓練時間は、千七百四十時間とする。ただし、訓練の教科ごとの標準の訓練時間は、次の表の訓練時間の欄に定めるとおりとする。

2　職業能力開発総合大学校の長及び法第二十七条の二第二項において準用する法第二十四条第一項の認定に係る指導員訓練を行うものは、第三十六条の五の表の指導員養成訓練のうち、下欄に掲げる指導員養成課程を修了した者に対して職業能力開発研究学域の指導員養成訓練を行う場合には、その者が受けた指導員養成課程の教科の科目に応じて、当該職業能力開発研究学域の高度養成課程の指導員養成訓練の教科の科目を省略し、及び訓練時間を短縮することができる。

五　設備

1　教科ごとに必要な設備は、次の表の設備の欄に定めるとおりとする。

2　1に定めるもののほか、職業能力開発総合大学校の設備の細目は、厚生労働大臣が別に定めるとおりとする。

六　その他

本コースの修了については、第一号2の規定に関わらず、次の表のイからハまでに掲げる指導員訓練を履修し、専門課程の高度職業訓練を担当するために必要な能力を習得することを要件とする。

（新設）